

福島県いわき市スタジアムを中心としたまちづくり基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

(1) 促進区域

設定する区域は、平成 29 年 11 月 1 日現在における福島県いわき市の行政区域とする。概ねの面積は、12 万 3 千ヘクタール程度（いわき市面積）である。

ただし、農業振興地域整備計画における農用地区域、保安林及び国有林地、県立自然公園条例に規定する県立自然公園区域、県自然環境保全条例に規定する自然環境保全地域・緑地環境保全地域、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、環境省指定の特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地は除くこととし、また、いわき市総合土地利用基本計画に記載された自然保全ゾーンは除くこととする。

なお、自然公園法に規定する自然公園区域、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区は本促進区域には含まれていない。（※除外区域図は別紙）

また、土地利用関係の諸計画等と関連した促進区域を設定するにあたっては、当該諸計画等と調和して整合を図ることとする。

[区域図]



(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

【地理的条件】

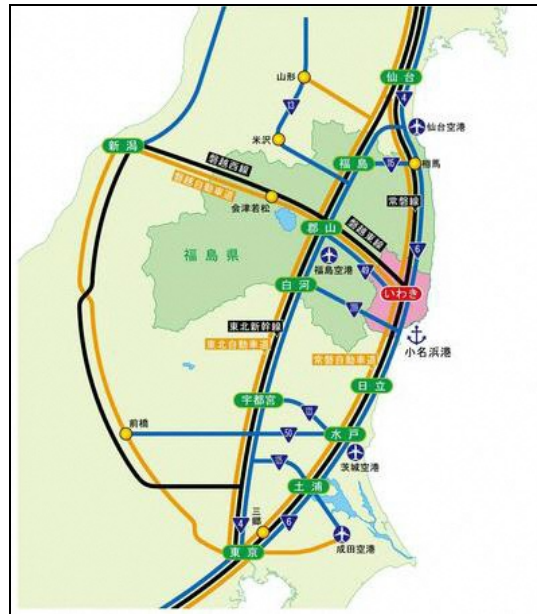
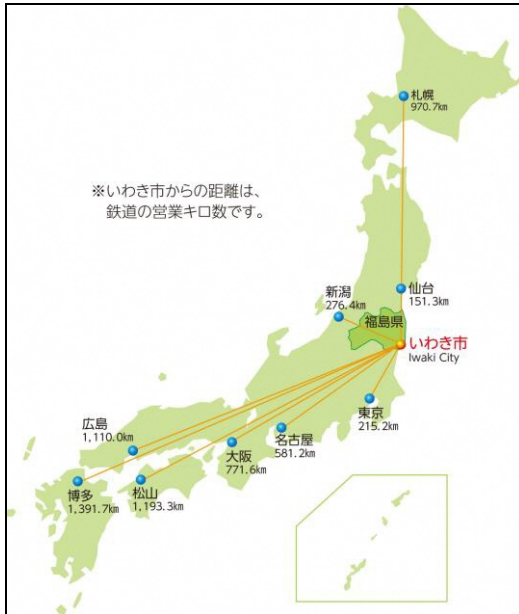
福島県いわき市は、東北地方の太平洋側の最南端に位置し、東は全長約 60 km の長い海岸線から、西は福島県の中央部に接する阿武隈高地までの、全国有数の広大な市域を有しており、東北地方にありながら積雪が少なく、1 年を通して穏やかな気候に恵まれている。

いわき市誕生の契機となったのが、昭和 37 年の新産業都市建設促進法の施行であり、常磐地方の市町村が合併して新産都市を建設することを約した結果、昭和 39 年に同法の指定を受け、昭和 41 年 10 月 1 日に 5 市 4 町 5 村が合併し、いわき市が誕生した。

したがって当地域は、旧 5 市がお互いに連携を保ちながら大きな都市形態を構成し、外部を

9つの旧町村部が波状的に伸びて形成されている。

【位置図】



【インフラの整備状況】

重要港湾小名浜港においては、平成 10 年に外貿定期コンテナ航路が開設され、平成 23 年には国の国際バルク戦略港湾（石炭）に選定されている。

交通網も整備され、JR 常磐線、常磐自動車道等により、首都圏まで約 2 時間で結ばれている。

【人口分布】

全体面積	123, 202 h a
可住地面積	35, 045 h a
人口	345, 654 人（平成 29 年 10 月 1 日現在）

【産業構造】

当地域の産業は、豊富な石炭資源と港、即ち常磐炭田と重要港湾小名浜港を中心に発展してきた。石炭産業の斜陽化によって、電気、化学等の分野を中心とする製造業へのシフトが順調に推移。一時は隆盛をきわめた鉱業地帯も現在は、工業再配置により工業団地に変貌し、新しい企業が操業している。製造品出荷額等は年間 1 兆円を超える東北有数の工業都市に成長し、製造業の就業者数も市の就業者人口の約 4 分の 1 を占めるに至っている。

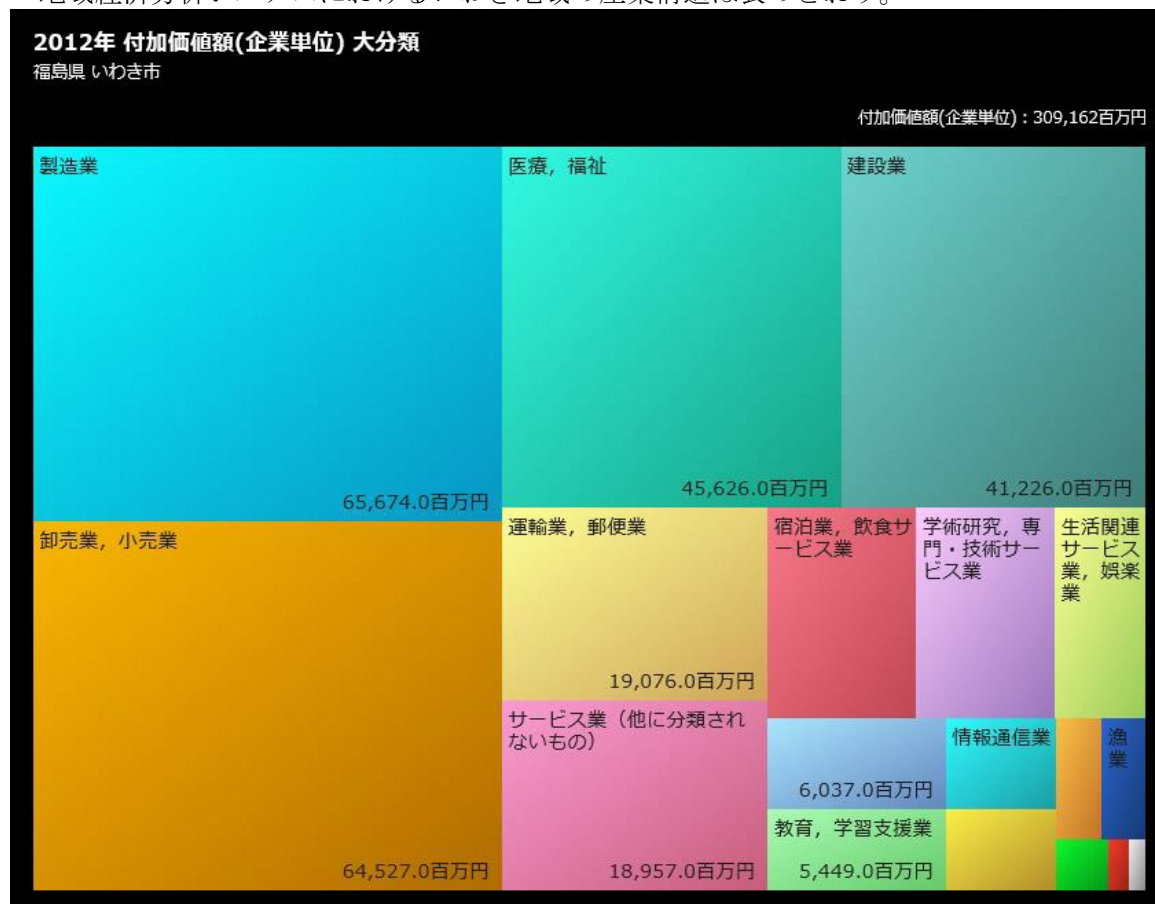
平成 23 年 3 月 11 日に、世界でも例を見ない規模の東日本大震災が発生し、東日本各地は壊滅的な被害に見舞われた。いわき市では、地震による津波や火災の被害に加え、原子力発電所

の事故により、地域住民の避難、農作物の摂取制限や出荷停止、漁業の操業停止など、生活基盤、産業基盤に甚大な影響を及ぼすこととなった。その後、まちづくりにおいては、被災者の支援や復興対策など、安心・安全なまちの確保のための取組や実現方策等が進められ、復興のためのグランドデザイン等の計画が策定されるなど、被災地区の再生に向けて、まちづくり方策が推進されることとなった。特に沿岸部では、区画整理事業や防災緑地等の都市基盤の整備、大規模商業施設の整備が進められ、復興関連事業が進行している。

一方、復興の影響により、市内では近隣市町村や市内各地からの被災者の流入や復興関連事業の労働人口の流入が進み、それらを背景とした住宅供給や経済の活性化が促進されている側面も見られる。

こうした時代背景のもと、産業別の構成比については、「製造業」が全体の2割超を占めて1位に、次いで「卸売業、小売業」が同じく2割を占め、以下、医療・福祉、建設業、運輸業、サービス業の順となっている。

地域経済分析システムにおけるいわき地域の産業構造は表のとおり。



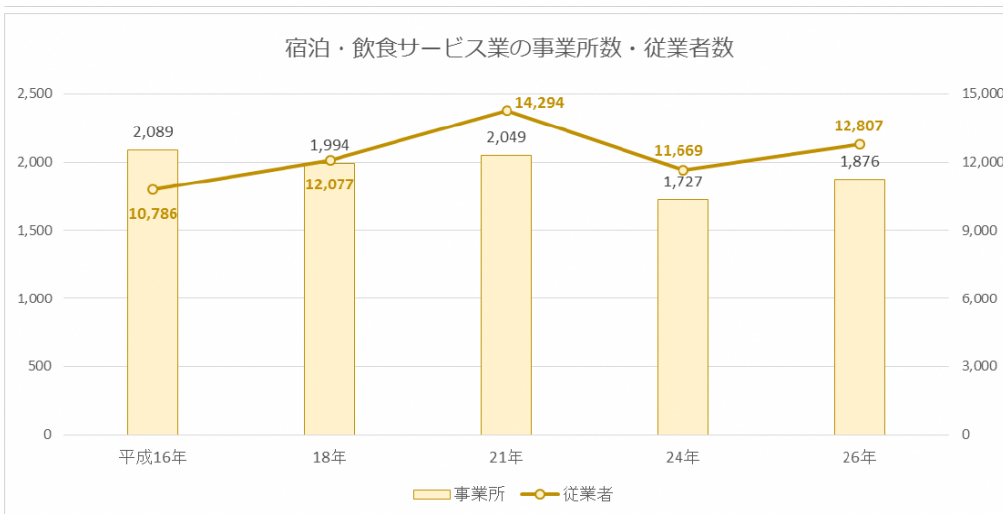
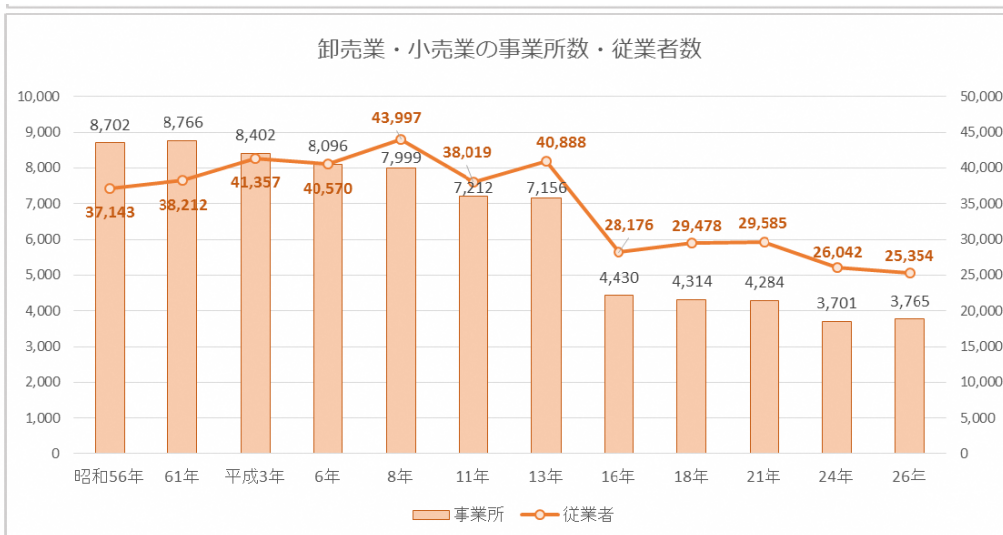
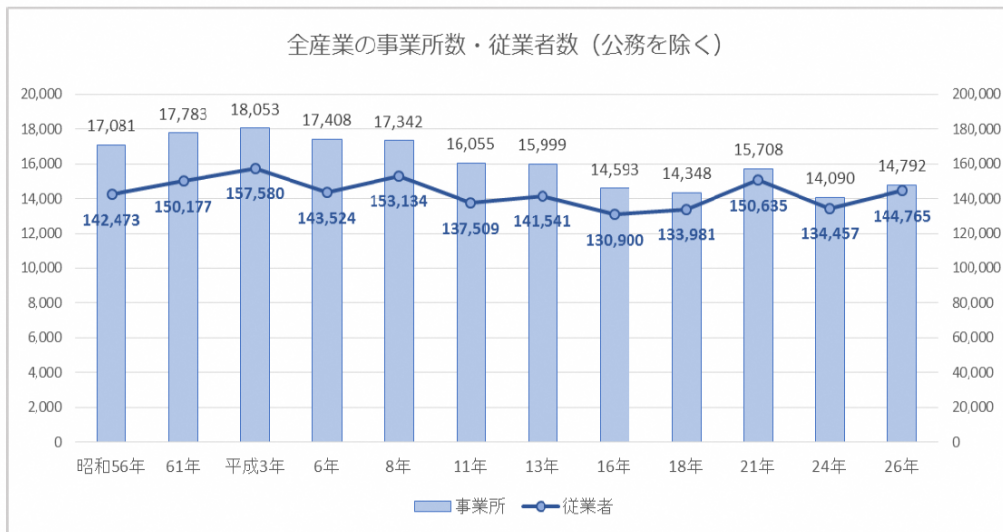
また、農業については、当地域の気候は、年間平均気温が 14.5℃（最高気温 35.5℃、最低気温-3.3℃）、年間日照時間が 2180.1 時間であり、夏と冬の寒暖の差が比較的少なく、年間の日照時間が長いことから気候に恵まれた温暖な地域であり、農業に適した良好な気象条件となっ

ている。主な農産物は、主食とされる米のほか、トマト、ねぎ、いちご、大豆、いんげん、きゅうり、梨、いちじくなどが生産されている。（小名浜特別地域気象観測所・気象庁「平成 28 年気象統計情報」）

地域経済分析システムにおけるいわき地域の農業部門別販売金額は表のとおり。



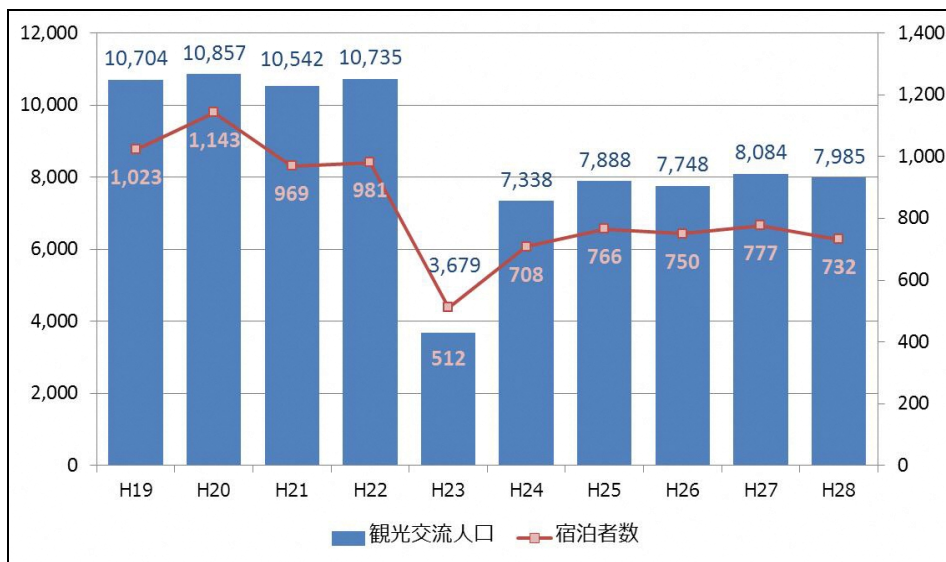
商業については、事業所数は減少傾向にあるが、従業者数はほぼ横ばいであり、事業所の大型化がうかがえる。卸売・小売業については事業所数・従業者数が年々減少している。宿泊・飲食サービス業については、罹災直後の平成 24 年は大きく減少したが、近年は罹災前と同様、増加傾向となっている。（出典：事業所・企業統計調査（～平成 18 年）および経済センサス（平成 21 年、24 年、26 年）より作成）



観光については、当地域は阿武隈山系の標高 700～500m のなだらかな山、それを源にする夏井川、鮫川等の本・支流の溪谷美、約 60km におよぶ海岸線など、山、川、海が織り成す豊かで多彩な自然があり、「阿武隈高原中部」「夏井川溪谷」「磐城海岸」「勿来」の 4 つの県立自然公園が指定されている。このような魅力ある自然の中に、白水阿弥陀堂、勿来関などの史跡や塩屋埼灯台、マリンタワー、石炭・化石館「ほるる」、スパリゾートハワイアンズ、アクアマリンふくしまなどの施設、豊富な湯量を誇る温泉などが点在している。観光客入込の推移は、東日本大震災以前は年間 1,000 万人程度で推移していたが、震災後は大きく減少した。その後の傾向は回復基調にあるものの、震災前の 7 割程度に止まっており、更なる交流人口増加に向けた取組が求められている。

■ 観光交流人口推移

(単位：千人)



2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

本促進区域は、経済センサスー活動調査(平成24年)によると、全産業事業所数は14,090事業所あり、事業従事者数は134,457人、付加価値額は約3,092億円となっており、1事業所あたりの平均付加価値額は2,194万円である。

このうち、観光分野に関係する産業である農林水産業、卸売・小売業、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業の4産業は、事業所数で7,028事業所(49.9%)、事業従事者数45,422人(33.8%)、付加価値額は863億円(27.9%)となっているが、1事業所当たりの平均付加価値額は1,228万円と全産業の平均付加価値額の約56%にすぎない。

また、前述のとおり、当地域の観光交流人口は、震災以降回復基調にあるものの、震災前の7割程度に止まっており、交流人口増加に向けた取組が求められている。

このような中、株式会社いわきスポーツクラブが運営するサッカークラブ「いわきFC」が快進撃を続けており、地域内でのスポーツ振興に対する機運が高まりつつある。同クラブは、「スポーツを通じて社会を豊かにする」という理念の下、「いわき市を東北一の都市にする」、「日本のフィジカルスタンダードを変える」、「人財育成と教育を中心に据える」という3つの目標を掲げ、トップチームを目指すとともに、競技としてのスポーツに留まらず、スポーツで収益を上げて、地域の課題解決や人財育成等に再投資することで成長サイクルを回していくスポーツの成長産業化や、スポーツを核としたまちづくりを進め、地域を豊かにしようとして取り組んでおり、平成29年7月には、全国初となる商業施設併設型クラブハウス「いわきFCパーク」がオープンし、地域の新たな交流拠点を形成している。また、同年10月には、クラブの活躍を地域全体で応援し支えるとともに、地域の様々な主体が連携・協力し、共創によりスポーツを通じた人づくり、まちづくりを推進していくため、市内の経済団体や教育機関、行政を含め約70団体が加盟する「スポーツによる人・まちづくり推進協議会」が発足したところである。

「いわきFCパーク」については、オープン以降、サッカーグラウンドとしての需要に留まらず、アメリカンフットボールやラグビーなど、広く大会・合宿等の誘致の受け皿となっており、今後も需要が大きく見込めることから、本施設を活用し、スポーツツーリズムを一層推進していく。

また、スポーツツーリズムをさらに加速させ、地域への新たな「ヒトの流れ」を創出するため、将来的な「いわきFC」の活動拠点となるスタジアム整備を見据えながら、本促進区域のまちづくり効果、経済効果を最大化するために求められるスタジアムの機能・規模を検証するためのFS調査や、設計等を実施する。スタジアム整備にあたっては、地域交流拠点としての機能のほか、周辺産業への経済効果や雇用創出を生み出し、地域経済の持続的成長を支える収益性の高い施設を目指す。

これらに加え、ユース受入による人財育成や、クラブとの連携によるシティセールスを通じた都市ブランド力の向上、スポーツ科学や先端技術等を活用したスポーツによるヘルスケアモデルの構築による市民の健康増進、その他スポーツ振興に資する取組を強化し、交流人口の拡大や地域経済の好循環、地域価値の向上等に寄与する仕組みづくりを官民が一体となって進めていく。

(2) 経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額	—	182 百万円	—

(算定根拠)

- ・182 百万円の根拠については別添「数値説明資料」のとおり。
- ・182 百万円の付加価値は促進区域の宿泊業・飲食サービス業における付加価値額 30,284 百万円の約1%である。
- ・また、K P I として、市内観光交流人口、地域経済牽引事業の新規事業件数を設定する。

【任意記載のK P I】

	現状(H28)	計画終了後	増加率
市内観光交流人口(万人)	798	927	16%
地域経済牽引事業の新規事業件数(件)	—	3	—

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは以下の(1)～(3)の要件を全て満たす事業をいう。

(1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

事業計画期間を通じた地域経済事業による付加価値増加分が3,626 万円(福島県の1事業所あたり平均付加価値額(経済センサスー活動調査(平成24年))を上回ること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下の効果が見込まれること。

- ①促進区域内に所在する事業者の売上が開始年度比で1.5%増加すること。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

(1) 重点促進区域

なし。

(2) 区域設定の理由

なし。

(3) 重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域

なし。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ① 「いわきF C パーク」等のスポーツインフラを活用したスポーツツーリズム
- ② いわき市の都市インフラを活用したスタジアムを中心としたスポーツ・まちづくり分野
- ③ いわきF C等を活用したヘルスケア分野

(2) 選定の理由

- ① 「いわきF C パーク」等のスポーツインフラを活用したスポーツツーリズム

本促進区域は、JR常磐線、常磐自動車道等により首都圏まで約2時間で結ばれ、好アクセスであることや、地域特性である温暖な気候や全国でも有数の日照時間、多様なスポーツの機会を提供できる「21世紀の森公園」やゴルフ場を備えるホテル等の施設群を有している。これらの地域の特色を最大限活用し、東日本大震災以降、「スポーツの力で復興を」のキャッチフレーズのもと、プロ野球の公式戦やオールスターゲーム、UU-15 野球ワールドカップ等、大型スポーツイベントの誘致に力を入れてきたところであり、これにより、震災以降落ち込んでいた観光交流人口の回復、地域経済の活性化につながり、地域の復興に大きく寄与している。しかしながら、本促進区域の観光交流人口は、震災前は年間1,000万人を超えていたが、現在の回復状況は年間800万人程度と震災前の水準には戻っていない状況にあり、今後も震災後、新たに力を入れてきたスポーツを通じた交流人口拡大に引き続き取り組んで行く必要がある。

このような中、平成27年末に、株式会社いわきスポーツクラブが運営するサッカークラブ「いわきF C」が創設され、翌年に本格的なスタートを切って以降、第23回、第24回全国クラブチームサッカー選手権全国大会での優勝や、天皇杯においてJ1チームを破るなどめざましい活躍を続け、市民に夢や感動を与えており、平成29年10月末現在のファンクラブ入会者数は約1,000名、パートナー企業数は35社、SNSのフォロワー数は、県内の他のJリーグチームが4,000名程度であるのに対し、「いわきF C」は10,000名を超えるなど、地域内外から注目が寄せられている。さらに、クラブの活躍を地域全体で応援し支えるとともに、地域の様々な主体が連携・協力し、共創によりスポーツを通じた人づくり、まちづくりを推進していくため、市内の経済団体や教育機関、行政を含め約70団体が加盟する「スポーツによる人・まちづくり推進協議会」が平成29年10月に発足し、地域内ではスポーツ振興に対する機運が高まっているところである。同クラブは、競技としてのスポーツに留まらず、スポーツの成長産業化や、スポーツを核としたまちづくりを進め、地域を豊かにするという理念を掲げており、平成29年7月には、全国初となる商業施設併設型クラブハウス「いわきF C パーク」がオープンし、クラブハウスとしての機能のほか、アンダーアーマー直営のアウトレットショップや飲食店（5店舗）、輸入車販売店や英会話教室を併設しており、隣接するグラウンドでの試合を眺めながら飲食をしたり、パブリックビューイングの会場として使用されるなど、オープンから4ヶ月で約20万人が訪れ、地域の新たな交流拠点を形成している。

「いわきFCパーク」についてはオープン以降、サッカーグラウンドとしての需要に留まらず、アメリカンフットボールやラグビーなど、広く大会・合宿等の誘致の受け皿となっており、今後も需要が大きく見込めることから、同施設を最大限活用するため、機能向上に向けた改修を行うほか、大会・合宿誘致の受け皿となるグラウンド、宿泊施設等スポーツ関連施設の整備を行う。

また、スポーツ誘致推進のための体制づくりやトータルマネジメントのためのスポーツコミッション機能の強化を行うことで、より効率的・効果的に需要を取り込み、スポーツツーリズムの推進を図る。

以上の取組を進めることにより、スポーツツーリズム分野において付加価値を創出する地域経済牽引事業を促進し、交流人口の拡大や地域経済の好循環拡大を図っていく。

② いわき市の都市インフラを活用したスタジアムを中心としたスポーツ・まちづくり分野

スポーツツーリズムをさらに加速させ、地域への新たな「ヒトの流れ」を創出するため、地域の新たな経済エンジンとなるスタジアム整備を見据えながら、本促進区域のまちづくり効果、経済効果を最大化するためのスタジアムの立地や機能・規模、まちづくりプラン等を検証するためのFS調査や、設計等を実施する。スタジアム整備にあたっては、地域の強みである地域密着型スポーツクラブ「いわきFC」や、支援団体としての「スポーツによる人・まちづくり推進協議会」等地域の機運醸成に資するスポーツ資源を活用するほか、JR常磐線や磐越自動車道、常磐自動車道、福島空港などの交通インフラや「スパリゾートハワイアンズ」や「アクアマリンふくしま」をはじめとした高い集客力を誇る観光施設や商業施設等いわき市が保有する都市インフラを最大限活用し、地域交流拠点としての機能のほか、周辺産業への経済効果や雇用創出を生み出し、地域経済の持続的成長を支える収益性の高い施設を目指す。

さらに、地域が一体となって「いわきFC」を応援する機運の醸成や都市ブランド力の向上を図るため、地域の支援団体等のツールやノウハウを最大限活用し、ホームチームの機運醸成に向けたPR活動や、地域ポイントカードの運用による地域経済活性化、チームと連携したシティセールスによる観光PR等を実施する。

以上の取組を進めることにより、スポーツ・まちづくり分野において付加価値を創出する地域経済牽引事業を促進し、交流人口の拡大や地域経済の好循環拡大、地域価値の向上等に寄与する仕組みづくりを進めていく。

③ いわきFC等を活用したヘルスケア分野

総合型スポーツクラブである株式会社いわきスポーツクラブでは、サッカーチーム「いわきFC」を立ち上げ、トップチームの運営を行うほか、中高生を対象としたユースチーム（U-18、U-15）及びガールズチームの運営、サッカーだけでなく子ども達の体力向上を目的とした「いわきスポーツアスレチックアカデミー」の開催等、様々な取組を進めている。

中高生を対象としたユースチーム（U-18、U-15）においては、サッカーだけでなく語学やフィジカル、栄養、睡眠をしっかりと学び、世界で通用する身体と技術、優

れたコミュニケーション能力を持つアスリートの育成を行うことで、人としての成長を支えている。また、ガールズチームにおいては、優れたパフォーマンスと美しさ、そして強い意志を兼ね備えた世界基準の女子アスリートの育成、及びサッカーというスポーツを通じ、女性としての成長も目指している。

さらに、「いわきスポーツアスレチックアカデミー」においては、サッカー志望選手だけでなく、スポーツ全体を通じて楽しさを創造し、体力や運動能力の向上に貢献することを目的として、4歳から11歳までの子ども達が無償で運動スキルを学ぶことができるプログラムを提供しており、幼少期からスポーツに親しむことによる運動の習慣化に貢献しているところである。

とりわけ本促進区域においては、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う屋外活動制限や避難生活により子ども達の体力の低下が叫ばれており、全国平均と比較しても小中学生の肥満傾向が顕著であることや、体力測定からも全国平均を下回る結果となっている。

こうした状況の中、「いわきFC」が提供する取組を最大限活用しながら、「市民スポーツ活性化施策」として、ユース受入による人財育成機能の強化や、一般市民を対象としたアウトリーチ型スポーツ教室等を行うほか、生活習慣病の予防、要介護認定率の低下を図り、医療費の抑制を図ることを目的とし、ミドルエイジやシニア層を対象とした、スポーツ科学や先端技術等を活用したスポーツによるヘルスケアモデルの構築に資する事業や、さらには、スポーツをすることの楽しさを体験できる市民参加型のスポーツイベントの開催等を通じて市民の健康増進に向けた取組を展開し、ヘルスケア分野のさらなる拡大を目指す。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

地域の特性を生かして、スポーツツーリズム、ヘルスケア分野を支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業の環境整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本促進区域にしかない強みを創出する。

(2) 制度の整備に関する事項

① 不動産取得税、固定資産税の減免措置の創設に関する検討

活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課した上で、不動産取得税、固定資産税の減免措置について、県及び各市町村において検討を行う。

② 地方創生関係施策

平成29年度～平成34年度の本計画の期間内において、地方創生推進交付金を活用し、スポーツツーリズム分野における施設整備や誘致体制強化等を行うほか、スタジアムを中心としたスポーツ・まちづくり分野における調査事業や地域経済活性化施策等、ヘル

スケア分野における市民の健康増進に向けた取組等を実施する予定。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

本促進区域内のスポーツ産業に関する様々な情報について、インターネットなど、民間企業が利用しやすい環境のもと公開を進める。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

福島県及び、いわき市の総合政策部・産業振興部の各部内及び文化スポーツ室・観光交流室内に、事業者の抱える課題解決のための相談窓口を設置する。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

① 広域連携の推進

事業環境整備にあたっては、行政区域を超えた民間事業者の経済活動、地域住民の生活圏及び観光客の動態等を踏まえ、積極的に周辺自治体等との広域連携を図ることで効果的に取組を推進する。特に、域外からの観光誘客については、近隣の鉄道・駅・空港からのアクセスや県内各地の観光資源の所在を踏まえた広域的な観光ルートの設定が必要とされることから、県及び関係自治体等と広く連携を図る。

② 産学官連携の推進

事業環境整備にあたっては、民間企業や大学等研究機関が有するノウハウや各種リソースを最大限に活用し、効率的・効果的に取組を推進するため、地元経済界や教育機関、行政が加盟する「スポーツによる人・まちづくり推進協議会」を中心として、産学官連携を積極的に展開する。

(6) 実施スケジュール

取組事項	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32～34年度(最 終年度)
【制度の整備】				
①不動産取得税、 固定資産税の減免 措置の創設に関す る検討	検討	検討	検討結果に基 づき制度創 設・運用	運用
②地方創生関係施 策	申請	運用	運用	運用
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】				
スポーツ産業に関 する情報公開	検討	検討	運用	運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】				
相談窓口の設置	検討	検討	運用	運用
【その他の事業環境整備に関する事項】				
①広域連携の推進	検討	検討	運用	運用
②産学官連携の推 進	運用	運用	運用	運用

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、いわき商工会議所や地域金融機関、スポーツによる人・まちづくり推進協議会等と十分に連携し、支援の効果を最大限発揮できるよう努めることとする。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①いわき商工会議所

・経営支援活動

地域で頑張る中小企業の経営改善を図るため、小規模事業者経営改善資金融資制度による融資や公的機関の各種金融・企業支援の斡旋、年末調整・確定申告、記帳指導、事業拡大、販路開拓、商品開発、企業PRなど、経営に関する各種支援を行う。

・要望活動

会員事業所から寄せられた声を取りまとめ、地域経済界からの要望として、政府や行政機関等に対して政策提言や要望活動を行う。

- ・各種講演会やセミナー開催
会員からのニーズに基づきながら、全国各地で活躍する著名人や有識者を講師に招いた、経営に役立つ講演会やセミナーを開催する。
- ・各種検定試験の開催
日本商工会議所の簿記、販売検定試験をはじめ、社会のニーズに沿った環境社会（eco）検定や福祉住環境コーディネータ検定などの試験を開催する。
- ・会員向け共済制度の運営
商工会議所と保険会社が連携し、独自の会員共済制度を運営する。
- ・まちづくりや地域活動貢献
元気な商店街づくりや住みよいまちづくり、地域資源を生かした魅力発信、地域発展に欠かせない賑わい創出イベントなどの企画運営、支援を行う。
- ・ものづくり・いわきブランド支援
行政や専門機関などと連携しながら、全国に誇れるいわきの商工業製品の受発注促進、新製品開発やブランド力強化などの支援を行う。

②地域金融機関としてのいわき信用組合

当組合は、行政が取り組む「地方創生」を後押しすることが持続的な地域経済の活性化に繋がるとして、平成 28 年 11 月にいわき市と地域活性化包括連携協定を締結し、創業・起業向け専用融資商品と地域密着型投資ファンドやクラウドファンディングを活用した新事業の創出支援はじめ地域事業者に対する本業支援を強化しており、取引先の企業価値の向上、取引先の成長を通じた地域経済の活性化、地域課題解決などの支援が期待できる。

③スポーツによる人・まちづくり推進協議会

いわき F C との連携を深め、また同クラブを支援しながら、地域を構成する多様な主体が一丸となり、スポーツが持つ力を最大限に活用した人づくり・まちづくりを推進することにより、東北一「夢・感動・未来に溢れる都市いわき」の実現に寄与することを目的して、平成 29 年 10 月に設立された協議会。会員には地元経済界や教育機関、行政が加盟しており、産学官連携の下、スポーツ・観光・まちづくり分野における地域課題の解決に向けた支援が期待できる。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

いわき地域は、数多くの美しい自然に恵まれているものの、地球規模では、温暖化、オゾン層の破壊、生物多様性の減少などの環境問題が深刻化し、また、廃棄物排出量の増大、水質の悪化、ダイオキシン類による健康被害への懸念など身近なところにおいても、豊かな自然環境を脅かしかねない問題が起きている。このため、「自然と共生する地球にやさしい“ふくしま”」を目指し、大気汚染防止対策、水質汚濁防止対策、土壌汚染防止対策、騒音・振動対策及び悪臭対策、地球温暖化防止対策など各種環境

法令とともに、「福島県環境基本計画」及び「いわき市環境基本計画」に基づき、住民と協力しながら、立地企業も含めた事業者に対して事業活動による環境への負荷の低減に向けた適切な指導・助言を行うなどの取組みを推進し、環境の保全に十分配慮するものとする。

～事業者に期待される役割～

- ①事業活動の実施に当たっての多様な生態系や自然環境の保全への配慮
- ②事業活動に伴う環境負荷低減のための資源・エネルギーの有効利用、汚染物質の排出削減及び廃棄物の減量化・適正処理
- ③生産・流通・消費の各段階を通して環境負荷を低減するため、製品のライフサイクルを考慮した開発及び再生資源などの環境負荷の少ない原材料の利用
- ④事業活動による環境への影響を未然に防止するための施設整備

(2) 安全な住民生活の保全

①犯罪及び事故の防止に配慮した施設の整備と管理

犯罪及び事故の防止を図るため、住民の理解を得ながら、見通しを確保した施設の配置、歩道と車道の分離、防犯カメラや防犯灯等の設置などに努める。

②地域における防犯活動への協力

事業者等は、地域住民等が行う犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する自主的な活動に積極的に参加するほか、活動に必要な情報、物品、場所等を提供するなどの協力を住民の理解を得ながら行う。

③犯罪捜査への協力等

事業者等は、事件・事故発生時における警察への連絡体制の整備と捜査活動への積極的な協力を行う。

④暴力団等の排除

暴力団等反社会的勢力を排除するとともに、同勢力からの様々な要求には応じない。

⑤従業員に対する防犯指導

事業者は従業員に対して各種法令の遵守について十分な指導を行う。また、外国人従業員に対しては日本の法制度について指導教養を徹底する。

⑥不法就労の防止

事業者は外国人を雇用しようとする際には、必ず旅券等により当該外国人の就労資格の有無を確認する。

(3) その他

①PDCA体制整備等

毎年、地域経済牽引事業促進協議会（仮称）を開催し、本計画及び承認地域経済牽引事業計画の進捗状況や効果の検証を実施する。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

- (1) 総論
なし。
- (2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項
なし。
- (3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項
なし。

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から平成34年度末日までとする。